

社会福祉法人熊本YMCA福祉会
理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本YMCA福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条第1項及び第23条第1項の規定に基づき、この法人の理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事及び監事とは、定款第16条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人の理事及び監事並びに評議員は無報酬とする。

(公 表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、2017（平成29）年4月17日から施行する。